

# 鳥インフルエンザウイルスの鶏舎等への侵入防止対策の強化

## 【養鶏場に対するこれまでの巡回指導】

家畜保健衛生所職員が、これまで以下のとおり3度にわたって、県下165の養鶏場に立ち入り、異常家禽の確認とともに、飼養衛生管理基準の遵守を指導。なお、異常家禽は確認されず、防鳥ネットの破損等はその都度速やかに補修。

第1次(平成22年11月30日～12月1日)・・・島根県の養鶏場におけるインフルエンザ発生(11月29日)を受けて実施

第2次(平成23年1月24日～28日)・・・宮崎県の養鶏場におけるインフルエンザ発生(1月22日)を受けて実施

第3次(平成23年2月1日～6日)・・・農林水産省主催の各県農務部長会議(1月29日)を受けて実施



## 【高病原性鳥インフルエンザに係る緊張感・不安感の高まり】

1月下旬以降に、宮崎県(8例)、鹿児島県(1例)の養鶏場で鳥インフルエンザが続発

1月31日に、隣接する高知県(仁淀川町)で、野鳥の死骸から高病原性鳥インフルエンザウイルス(強毒タイプ)が検出

2月2日に、海路で繋がる大分県(大分市)の養鶏場で鳥インフルエンザが発生し、また、廃鶏回収業者の出入りの関係から本県の養鶏場1箇所が疫学関連農場に指定



## 【養鶏場への侵入防止対策の強化】

県内養鶏場での衛生管理を徹底するため、県予算により以下の対策(経費見込み額:約1550万円程度)を緊急に実施

### 1. 人によるウイルス持ち込み防止

踏み込み消毒槽用の消毒液2ヵ月分を各養鶏場に配布し、すべての鶏舎の出入り口での靴底消毒を徹底(飼養羽数100羽以上規模の165養鶏場を対象)

### 2. 野鳥によるウイルス持ち込み防止

緊急補修用の防鳥ネットを各養鶏場に配布し、破れやすき間が発生した場合の迅速な補修を徹底(飼養羽数100羽以上規模の165養鶏場を対象)

### 3. 水を通じたウイルス持ち込み防止

飲み水用の消毒剤を養鶏場等に配布し、家禽の飲用水の消毒を徹底(飼養羽数100羽以上規模の飲用水未消毒43養鶏場、飼養羽数100羽未満規模の施設も対象)